警備業法に基づく指示処分及び営業停止命令の基準新旧対照表

（改正部分は、下線部分である。）

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>目次～第１５条　（略）
（営業停止期間の決定）
第１６条～２　（略）
３　次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第１２条から前条までの規定により定められた長期を超えない範囲内において、基準期間より長い期間を営業停止期間とすることができる。
⑴～⑷　（略）
⑸　警備業者又はその警備員が営業停止命令対象行為を行った日前５年以内に当該警備業者が、当該警備業者又はその警備員（当該営業停止命令対象行為である法令違反行為を行った警備員以外の警備員を含む。）若しくは警備員であった者が行った当該営業停止命令対象行為と同種又は類似の法令違反行為等を理由として、<u>営業停止命令又は指示処分</u>を受けたことがあること。
⑹～⑻　（略）
別表第１　（略）
別表第２（第３条関係）
<table><tr><th>項</th><th>法令違反行為</th><th>分類</th></tr><tr><td>1</td><td>刑法（明治４０年法律第４５号）第１０８条、第１１２条（第１０８条に係る部分に限る。）、第１１７条第１項（第１０８条に規定する物を損壊した場合に限る。）、第１１９条、第１２６条、第１２７条、第１２８条（第１２６条第１項又は第２項に係る部分に限る。）、第１４６条後段、第１４８条第２項（輸入に係る部分に限る。）、第１５１条（第１４８条第２項（輸入に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第１８１条</td><td>B</td></tr></table></td>
<td>目次～第１５条　（略）
（営業停止期間の決定）
第１６条～２　（略）
３　次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第１２条から前条までの規定により定められた長期を超えない範囲内において、基準期間より長い期間を営業停止期間とすることができる。
⑴～⑷　（略）
⑸　警備業者又はその警備員が営業停止命令対象行為を行った日前５年以内に当該警備業者が、当該警備業者又はその警備員（当該営業停止命令対象行為である法令違反行為を行った警備員以外の警備員を含む。）若しくは警備員であった者が行った当該営業停止命令対象行為と同種又は類似の法令違反行為等を理由として、<u>指示処分又は営業停止命令</u>を受けたことがあること。
⑹～⑻　（略）
別表第１　（略）
別表第２（第３条関係）
<table><tr><th>項</th><th>法令違反行為</th><th>分類</th></tr><tr><td>1</td><td>刑法（明治４０年法律第４５号）第１０８条、第１１２条（第１０８条に係る部分に限る。）、第１１７条第１項（第１０８条に規定する物を損壊した場合に限る。）、第１１９条、第１２６条、第１２７条、第１２８条（第１２６条第１項又は第２項に係る部分に限る。）、第１４６条後段、第１４８条第２項（輸入に係る部分に限る。）、第１５１条（第１４８条第２項（輸入に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第１８１条</td><td>B</td></tr></table></td></tr>
</table>

	、第１９９条、第２０３条（第１９９条に係る部分に限る。）、第２２５条の２、第２２８条（第２２５条の２第１項に係る部分に限る。）、第２４０条、第２４１条第１項若しくは第３項又は第２４３条（第２４０条又は第２４１条第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為			、第１９９条、第２０３条（第１９９条に係る部分に限る。）、第２２５条の２、第２２８条（第２２５条の２第１項に係る部分に限る。）、第２４０条、第２４１条第１項若しくは第３項又は第２４３条（第２４０条又は第２４１条第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	
３１	出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第７０条第１項（第１号、第２号又は第４号に係る部分に限る。）、第７３条の２第１項、第７４条又は第７４条の６に規定する罪に当たる違法な行為	C	３１	出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第７０条第１項（第１号、第２号又は第４号に係る部分に限る。）、第７３条の２、第７４条又は第７４条の６に規定する罪に当たる違法な行為	C
３９	覚せい剤取締法（昭和２６年法律第２５２号）第４１条第２項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）又は第３項（第２項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	B	３９	覚醒剤取締法（昭和２６年法律第２５２号）第４１条第２項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）又は第３項（第２項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	B
４０	覚せい剤取締法第４１条第１項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）若しくは第３項（第１項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）又は第４１条の３（第３０条の６に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C	４０	覚醒剤取締法第４１条第１項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）若しくは第３項（第１項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）又は第４１条の３（第３０条の６に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
５０	道路交通法第１１６条、第１１７条の３、第１１７条の３の２、第１１７条の５（第３号に係る部分を除く。）、第１１８条から第１１８条の３まで又は第１１９条第１項に規定する罪に当たる違法な行為	D	５０	道路交通法第１１６条、第１１７条の３、第１１７条の３の２、第１１７条の５（第２号に係る部分を除く。）、第１１８条から第１１８条の３まで又は第１１９条第１項に規定する罪に当たる違法な行為	D
５７	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和３２年法律第１	D	５７	放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和３２年法律第１６７号）第５２条	D

	６７号）第５２条（第９号（第３３条第１項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為			（第１１号（第３３条第１項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	
５８	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第５５条（第８号又は第１１号（第３２条に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為又は第３３条第２項の規定に違反する行為	F	５８	放射性同位元素等の規制に関する法律第５５条（第８号又は第１４号（第３２条に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為又は第３３条第２項の規定に違反する行為	F
７１	１の項から７０の項までのいずれかに掲げる法令違反行為（罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは幇助する行為又は当該行為を教唆する行為	当該法令違反行為に係る分類と同一の分類	７１	１の項から７０の項までのいずれかに掲げる法令違反行為（罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは幇助する行為又は当該行為を教唆する行為	当該法令違反行為に係る分類と同一の分類